

建築士の木づかい推進事業実施要領

平成28年4月1日付27産労農森第1082号

(趣旨)

第1 東京の森林の循環を促進するためには、東京の木多摩産材（東京の木多摩産材認証協議会が認証した木材。以下「多摩産材」という。）の利用が不可欠であり、安定的な利用を確保するためには、建築物の木造化や木質化が重要である。

本事業は、建築物の設計を行う建築士の、木材利用に関する講習会の受講を支援することにより、木材の利用方法等を学ぶ機会を増やし、建築物の多い東京において多摩産材を始めとする木材の利用拡大を図ることを目的とするものである。

(支援の対象者)

第2 本事業の対象者は、建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）が規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けた者で、東京都内に在住又は在勤する建築士とする。

(支援の対象事業)

第3 支援の対象となる事業は、別表1に定めるとおりとする。

(事業の採択)

第4 事業の採択については、建築士の木づかい推進事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日付27産労農森第1081号。以下「交付要綱」という。）に基づき、知事に補助金の交付を申請した先着順とする。ただし、申請補助金額が予算額を上回った日に複数の申請があった場合には、当該日に申請が受理された者の中から、抽選により事業実施者を決定することとする。

(事業実績)

第5 事業実施者は、事業実績について、補助対象事業の完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、交付要綱第12の規定により、別表2に定める資料を添付し、知事に報告するものとする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、産業労働局農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表1

対象とする事業	対象経費
建築関係団体やNPO等が主催する木材利用に関する講習会の受講	左記の受講費用
建築関係団体が認定したCPD制度対象の講習会の受講	

- ・上記のすべてに該当する講習会であること。
- ・1申請につき、2件以上の講習会を含めること。
- ・特定の民間企業や専門学校等が主催する講習会は対象外とする。

別表2

添付書類	提出部数
講習会の受講を証明できる書類等の写し（受講修了書等）	各1部
上記講習会の受講料金を証明できる書類等の写し（領収書等）	
国土交通大臣又は都道府県知事が発行した建築士免許証明書の写し	
都内在住又は在勤を証明できる書類等の写し	